（特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前にした特許出願（この政令の施行後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりこの政令の施行前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手数料については、第二条の規定による改正後の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　吉川　貴盛